

規制の事前評価書

法令案の名称：経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案

規制の名称：工業用水道事業法の特例、社債管理者の設置に関する特例、工場立地法の特例

規制の区分：☐新設 ☒拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：経済産業省経済産業政策局産業創造課、地域経済産業政策課、地域産業基盤整備課

評価実施時期：令和8年2月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- 事業に要する費用の上昇による事業環境の変化に対応して行う事業の変更として、事業費上昇事業適応を新設し、主務大臣から計画の認定を受けた事業者に対し、各種措置を講ずる。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

(工業用水道事業法の特例)

- データセンター（以下「DC」という。）は稼働に大量の電力を消費するが、発熱を放置すると熱暴走し、稼働停止に陥るおそれがあるところ、高度な情報処理サービスの提供には、特に処理能力が高く、かつ消費電力や発熱量も従来に比べ格段に大きい最先端サーバーが必要とされることから、近年では冷却能力の高い水冷システムの普及が進んでおり、その結果、DCの安定稼働には、冷却用の多量の水の確保が不可欠となっている。その中でも、工業用水は豊富低廉な水について安定的に供給を受けることができるため、上水や地下水など他の水調達方法と比して優位であることから需要が高い。
- 他方、DCの運営事業は工場用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第1項の「工業」に該当しないため、給水義務の対象とはならない。現在は、供給能力に余剰がある限りにおいて、工業用水道事業者からDCに対して供給能力の余剰分の水（以下「雑用水」という。）が供給されているが、将来において「工業」を営む事業者から工業用水の供給の申込みを受け、給水能力の余剰分が減少した場合は、雑用水の供給を受けるDCへの水の供給が滞ることとなる。結果、冷却用の十分な水が確保できず、サーバーの熱暴走でDCの稼働が停止するおそれがある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

(工業用水道事業法の特例)

- 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）の基本計画のうち、地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項及び情報処理施設に係る工業用水の供給の確保に関する事項に適合すると国の同意を得た市町村内の事業者が水を供給する工業用水道事業者は、地域未来投資促進法に基づき承認を受けた地域経済牽引事業計画（地域経済牽引事業用情報処理施設に関する事項の記載があるものに限る。）に係る承認地域経済牽引事業用情報処理施設であって、自身の給水区域に存するものの用に供する水の供給を工業用水の供給とみなし、正当な理由なしに工業用水の供給を拒んではならないこととする。
- 産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「産競法」という。）における事業費上昇事業適応計画に

において、事業費上昇事業適応のための措置の内容、情報処理施設（DC）の名称及び所在地及び情報処理施設の運営に関する事項を記載できることとし、地域未来投資促進法の基本計画のうち、地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項及び情報処理施設に係る工業用水の供給の確保に関する事項に適合すると都道府県知事の同意を得たものについて、事業費上昇事業適応のための措置の用に供する情報処理施設を、地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業用情報処理施設とみなして、上記の措置の適用を受けることとする。

【緩和・廃止】

＜法令案の要旨＞

- ・ 事業に要する費用の上昇による事業環境の変化に対応して行う事業の変更として、事業費上昇事業適応を新設し、主務大臣から計画の認定を受けた事業者に対し、各種措置を講ずる。

＜規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因＞

（社債管理者の設置に関する特例）

- ・ 現行の会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 702 条において、一定数以上の投資家に社債を発行する際には、社債権者保護のため、モニタリング機能及び債権保全・回収機能を有する社債管理者の設置が義務付けられているが、スタートアップ企業など事業基盤の不安定な事業者は、銀行等から社債管理者への就任を拒まれる場合があり、結果として社債発行を断念する例が存在。
- ・ 今般新設する事業費上昇事業適応においては、大規模な投資の実施を求めることとし、かつ投資の内容も多様になることが想定されるため、中には民間金融機関が多額の貸付けを躊躇し十分に資金需要を賄えず、社債による調達の高必要性が高い場合が考えられる。加えて、大規模な新規事業への参入やスタートアップ企業のような一定の事業リスクを抱える事業者による事業なども認定対象として想定しているが、こうした事業に要する費用の調達のために社債を発行する場合には、社債管理者設置義務に関する不便を被る場合が多く、本特例を措置することは特段重要。

（工場立地法の特例）

- ・ 既存工場等の拡張手段として、当該工場等の敷地の中で工場を増設して生産ラインの新設や最新の生産設備による付加価値の向上を図ることが考えられるが、こうした既存工場等を拡張する際、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）に基づく環境施設・緑地面積割合に関する規制が障壁となって増設に必要な土地の確保が出来ず増設を諦める例が存在。
- ・ 現在、地域未来投資促進法第 9 条の規定に基づき、市町村が準則を定めることで、緑地面積等に係る規制の緩和が図られる仕組みがあるが、同条の規定により最大限緩和をした準則を制定している一部の自治体からは、事業者のニーズを踏まえ、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）等で認められている、より緩和された市町村準則を規定可能としてほしいという要望が寄せられている。

＜必要となる規制緩和・廃止の内容＞

（社債管理者の設置に関する特例）

- ・ 産競法に事業費上昇事業適応計画の認定制度を設け、事業者が、申請を行おうとする計画において、生産性向上設備等の導入を行うのに必要な資金を調達するために発行する社債に係る社債権者の保護に関する事項を記載できることとし、記載事項を踏まえて社債権者の保護が図られていると認められる場合は、当該計画に従って行う措置のうち生産性向上設備等の導入を行うのに必要な資金を調達するために社債を発行する場合に、上述の社債管理者の設置に関する会社法第 702 条の規定は適用しないこととするとともに、本特例措置を受けようとする場合においても社債管理補助者を定められるようにするため、同法第 714 条の 2

の読替規定を設けることとする。

- ・ 上述の社債権者の保護が図られている場合としては、社債管理者が有するモニタリング機能および債権保全・回収機能が補完されており、社債権者の保護に欠けるおそれがないこと、具体的には①金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 31 項の特定投資家のみを引受人とすること、②社債の募集要項において、財務状況等の重大な変更が生じた場合の社債権者への報告義務に関する契約条項及び組織再編等の場合に期限前償還の権利を社債権者に与える契約条項等を設けていること、③会社法第 714 条の 2 に規定する社債管理補助者を定めていること、の 3 つを要件として告示で規定する予定。

（工場立地法の特例）

- ・ 地域未来投資促進法の基本計画のうち、地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項及び地域経済牽引事業用工場等の新增設を促進する場合に配慮すべき事項に適合すると都道府県知事の同意を得た市町村は、地域未来投資促進法に基づく工場立地特例対象区域内に存する承認を受けた地域経済牽引事業計画（地域経済牽引事業用工場等に関する事項の記載があるものに限る。）に係る承認地域経済牽引事業用工場等の工場立地特例対象区域における緑地面積率等について、周辺の地域の生活環境の保持に関して適正な配慮を行うことを前提に工場立地法に基づき国の定める準則又は同法及び地域未来投資促進法に基づき市町村の定める準則若しくは条例に代えて適用すべき準則を条例で定めることができることとする。また、法的安定性の観点から、特例措置が適用される区域が変更となる場合や廃止される場合には、立地する事業者にも適用される緑地面積率等が大幅に変化して混乱を来すことのないよう、市町村が合理的に必要と判断される範囲内で、条例で、所要の経過措置を定めることができることとする。
- ・ 承認地域経済牽引事業用工場等緑地面積等条例及び経過措置条例を定めた市町村が、工場立地法第 9 条第 2 項の規定による勧告を行う場合に必要な読替規定を措置することとする。
- ・ 産競法における事業費上昇事業適応計画において、事業費上昇事業適応のための措置の内容等を記載できることとし、地域未来投資促進法の基本計画のうち、地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項及び地域経済牽引事業用工場等の新增設を促進する場合に配慮すべき事項に適合すると都道府県知事の同意を得たものについて、事業費上昇事業適応のための措置の用に供する工場又は事業場を、承認地域経済牽引事業用工場等とみなして、上記の措置の適用を受けることとする。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

＜その他の規制手段の検討状況＞

☐ 検討した ☒ 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・ 上述の通り、将来において「工業」を営む事業者から工業用水の供給の申込みを受け、給水能力の余剰分が減少した場合において、雑用水の供給を受ける DC への水の供給が滞ることとなる課題を解決するためには、工業用水の供給義務の拡大以外の手段では、課題を十分に解決できないと判断されるため検討しないこととした。

＜その他非規制手段の検討状況＞

☐ 検討した ☒ 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

- ・ 非規制手段では、上述の通り、DC への供給が滞ることとなる課題を十分に解決できないと判断されるため、検討しないこととした。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

（工業用水道事業法の特例）

- ・ 工業用水道事業者と当該情報処理施設が工業用水の供給に関する給水契約を行い、工業の発達に不可欠な当該 DC への工業用水の供給を行うことにより、情報処理施設において高度な情報処理サービスの提供に伴うサーバーの発熱を抑制するために使用する冷却用の多量の水を確保し、情報処理施設の安定的な稼働を実現する効果が見込まれる。
- ・ 地域経済牽引事業計画については、事業者に対して実施状況についての報告を求めることができる旨が規定され、事業者による実施状況報告書の提出を毎年求めているため、同報告書における誘致された情報処理施設の稼働状況などにより、事後評価までに特例の効果を把握する。

【緩和・廃止】

（社債管理者の設置に関する特例）

- ・ 事業基盤の不安定なスタートアップ企業などにおいても、社債の発行を実施しやすくなる効果が見込まれる。
- ・ 現行の事業適応計画と同様に、事業費上昇事業適応計画についても事業者に対して実施状況についての報告を求めることができる旨を規定し、事業者による実施状況報告書の提出を毎年求めることを予定しているため、社債の発行実績やそれによる資金調達の状況などにより、事業評価までに特例の効果を把握することとする。

（工場立地法の特例）

- ・ 周辺の地域の生活環境の保持に関して適正な配慮を行うことを前提に、増設や関連施設の設置に必要な土地の確保がしやすくなり、工場等の敷地の中で工場を増設して生産ラインの新設や最新の生産設備による付加価値の向上といった効果が見込まれる。
- ・ 地域経済牽引事業計画については、事業者に対して実施状況についての報告を求めることができる旨が規定され、事業者による実施状況報告書の提出を毎年求めているため、同報告書における工場生産ラインの新設や最新の生産設備の導入等による付加価値の向上の状況などにより、事後評価までに特例の効果を把握する。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

（工業用水道事業法の特例）

- ・ 工業用水道事業者への工業用水の供給義務は法施行とともに直ちに生じるものではないため、工業用水道事業者に直ちに多大な費用等の負担を強いるものではない。
- ・ 詳細な執行方法については検討中であるが、今後、申請を行う事業者等の数や1件当たりの申請に要する時間の見込み等を把握する。

<行政費用>

(工業用水道事業法の特例)

- ・ 詳細な執行方法については検討中であるが、今後、地域経済牽引事業用情報処理施設に対する工業用水の供給に関する事項が記載された基本計画の同意申請を行う自治体数や国が1件当たりの同意に要する時間の見込み等を把握する。

<その他の費用>

(工業用水道事業法の特例)

- ・ 規制を拡充することにより DC に関する工業用水の需要の増加が見込まれ、工業用水道事業者の負担として、工業用水道事業法で定める許可基準や施設基準への適合、工業用水の供給義務が生じることが考えられるが、本法案の措置により直ちに給水区域の拡大や給水能力の増加、施設基準への適合等を行わなければならないものではないため、届出及び許可の取得を行う必要はない。

【緩和・廃止】

<規制緩和により顕在化する負担>

(社債管理者の設置に関する特例)

- ・ なし

(工場立地法の特例)

- ・ なし。

<行政費用>

(社債管理者の設置に関する特例)

- ・ 詳細な執行方法については検討中であるが、今後、申請を行う事業者数や行政庁が1事業者当たりの認定等に要する時間の見込み等を把握する。

(工場立地法の特例)

- ・ 詳細な執行方法については検討中であるが、今後、地域経済牽引事業用工場等の促進に際し配慮すべき事項が記載された基本計画の同意申請を行う自治体数や国が1件当たりの同意に要する時間の見込み等を把握する。

<その他の負担>

(社債管理者の設置に関する特例)

- ・ なし

(工場立地法の特例)

- ・ 対策を行わない場合に周辺の住民の生活環境に影響が生じる可能性があるため、これが生じないよう予め、事業者の計画を市町村が確認して同意し、当該同意を踏まえて都道府県が承認する。仮に計画に記載した工場等による措置が適切に実施されていない場合には、計画を取り消すことから、住民への負担は生じない。
- ・ 地域経済牽引事業計画に記載した生活環境の保持に関する事項について自治体等が審査を行う。
- ・ 承認地域経済牽引事業計画に記載した工場等による措置が適切に実施されているか自治体等が適時の報告等を求める。
- ・ 計画どおりに実行されていない場合の計画の取消しに係る検討と実施を自治体等が行う。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充】

(工業用水道事業法の特例)

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- ☐ 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- ☐ 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- ☐ 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- ☐ 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている
- ☐ その他

(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

工業用水道事業者や工業用水の受水企業を含む産業構造審議会地域経済産業分科会及び地域経済産業分科会工業用水道政策小委員会において、意見聴取を行っており、以下のような意見が出されている。

- ・ データセンターに工業用水を供給できる仕組みを検討することについて、データセンターは工業をはじめとする日本の産業にとって非常に重要な基盤であるため、安定的な稼働のために冷却水を安定供給できる仕組みを整えることは重要、という意見があった。
- ・ また、既存ユーザーの工業用水の利用に支障が生じないような配慮が必要であり、将来的な水需要も含めて検討することが求められる、といった意見があった。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 第 26 回産業構造審議会 地域経済産業分科会 10/14 開催
- ・ 第 27 回産業構造審議会 地域経済産業分科会 12/19 開催
- ・ 第 19 回産業構造審議会 地域経済産業分科会 工業用水道政策小委員会 12/2 開催

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ 第 26 回産業構造審議会 地域経済産業分科会
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiiki_keizai/pdf/026_gijiroku.pdf
- ・ 第 27 回産業構造審議会 地域経済産業分科会
準備でき次第公表予定
- ・ 第 19 回産業構造審議会 地域経済産業分科会 工業用水道政策小委員会
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiiki_keizai/kogyoyo_suido/pdf/019_gijiroku.pdf

【緩和・廃止】

(社債管理者の設置に関する特例)

☒ 意見聴取した ☐ 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- ☐ 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- ☐ 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- ☐ 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- ☐ 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている
- ☐ その他

(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

利害関係者の出席含む関連会合における下記意見も踏まえて、立案している。

- ・ 小さいロットで投資しやすいような環境の整備を図ることも大切であり、社債管理者制度の関係で、1 億円が社債の最低投資単位となっている現状についても再考する必要がある、という意見があった。
- ・ 社債管理者制度は社債管理を包括的に委任する制度であるため、コストは高くなるし、担い手も少ない。社債管理者設置義務の範囲は見直すべきである、という意見があった。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・第1回企業金融の高度化に向けた社債市場の在り方に関する研究会 10/31 開催

<関連する会合の議事録の公表>

- ・第1回企業金融の高度化に向けた社債市場の在り方に関する研究会

https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/corporate_finance/pdf/001_gijiyoshi.pdf

(工場立地法の特例)

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- ☐具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- ☐遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- ☐参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- ☐他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている
- ☐その他

(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

経済団体や地方自治体を含む産業構造審議会地域経済産業分科会及び地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会において、意見聴取を行っており、以下のような意見が出されている。

- ・ 特定の工場に対する緑地規制の見直しについて、企業の投資の観点でも非常に有益である。社会全体で見るときに緑地が果たす役割も重要であるため、生活環境との調和を踏まえた上で、必要な緑地等の水準を見直すことが重要と考える、各地域で必要な融通や取り入れ方があるだろう、といった意見があった。
- ・ また、産業競争力の強化や国内投資の促進の観点からも、地域住民や地方自治体、産業界の多様な関係者と連携し、持続的な成長のため、バランスの取れた制度を構築すべきという意見があった。
- ・ 加えて、新たな制度を多くの地域や企業に活用してもらうために、制度導入の際の自治体、企業等の負担がなるべく少なくなるように検討いただきたい、といった意見があった。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・第26回産業構造審議会 地域経済産業分科会 10/14 開催
- ・第27回産業構造審議会 地域経済産業分科会 12/19 開催
- ・第37回産業構造審議会 地域経済産業分科会 工場立地法検討小委員会 12/10 開催

<関連する会合の議事録の公表>

- ・第26回産業構造審議会 地域経済産業分科会

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiiki_keizai/pdf/026_gijiroku.pdf

- ・第27回産業構造審議会 地域経済産業分科会

準備でき次第公表予定

- ・第37回産業構造審議会 地域経済産業分科会 工場立地法検討小委員会

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiiki_keizai/kojo_ritchi/pdf/037_gijiroku.pdf

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

- ・ 見直し条項（期限５年）を踏まえた事後評価の実施時期は令和 13 年度であり、それまでに事後評価を実施予定。